

登録番号 第 23849 号

ビルダー®フェルテラ®チェス®GT 粒剤

- 育苗箱施用で、水稻初期・中期の主要病害虫であるいもち病、紋枯病、ウンカ類、コブノメイガ等を同時防除
 特長： できます。
 ●育苗箱当り 50 g 施用で、長期間にわたって高い効果を示すので、省力的、経済的です。

ビルダーは北興化学工業㈱の登録商標、
 フェルテラはFMC Corporation またはその米国およびその他の国の子会社・関連会社の登録商標、
 チェスはシンジェンタ社の登録商標です。

有効成分	クロラントラニプロロール・・・0.75% ピメトロジン・・・3.0% チフルザミド（化管法第1種）・・・3.0% プロベナゾール（化管法第1種）・・・10.0%	包装	1kg×12 9kg×1
性状	類白色細粒	有効年限	3 年
毒性	普通物※	危険物	－

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

【適用病害虫及び使用方法】

2025 年 8 月 28 日付内容

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲(箱育苗)	いもち病 紋枯病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ コブノメイガ	育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g	緑化期～ 移植当日	1 回	育苗箱の苗の上から 均一に散布する。
	イネズミゾウムシ	育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約 5L) 1 箱当り 50g	移植 3 日前～ 移植当日	1 回	育苗箱の苗の上から 均一に散布する。
	いもち病 紋枯病 ウンカ類 ツマグロヨコバイ コブノメイガ イネズミゾウムシ	高密度には種する場合は 1kg/10a (育苗箱(30×60×3cm、使用土壌約 5L) 1 箱当り 50～100g)	移植 3 日前～ 移植当日	1 回	育苗箱の苗の上から 均一に散布する。

クロラントラニプロロールを含む農薬の総使用回数	ピメトロジンを含む農薬の総使用回数	チフルザミドを含む農薬の総使用回数	プロベナゾールを含む農薬の総使用回数
1 回	3 回以内 (移植時までの処理は 1 回以内、本田では 2 回以内)	3 回以内 (移植時までの処理は 1 回以内、本田では 2 回以内)	2 回以内 (移植時までの処理は 1 回以内)

農薬の使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせて秤量し、使いきること。
 (2) 育苗箱の苗の上から所定薬量を均一に散布し、茎葉に付着した薬剤は払い落としたのち、十分灌水すること。

- (3) 稲苗の葉がぬれていると、薬剤が付着して葉害を生じる場合もあるので、散布直前の灌水はさけること。
- (4) 軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗などでは葉害を生じるおそれがあるので、必ず健苗に使用すること。
- (5) 本剤処理後の苗を急激な乾燥が起こりやすい場所や温度変化が大きい場所で育苗した場合、葉害が生じるおそれがあるので、注意すること。
- (6) 処理苗移植の本田の整地が不均整な場合は葉害が生じやすいので、代かきはいねいに行い、移植後田面が露出したりしないように注意すること。
- (7) 処理苗を本田に移植したのちは、そのまま湛水状態（湛水深3～5cm）を保ち、稲苗が活着するまで田面が露出しないよう水管理に注意すること。
- (8) 本田が砂質土壌の水田や漏水田、未熟有機物多用田の場合は使用をさけること。
- (9) 移植後、低温が続く、苗の活着遅延が予測される場合には使用をさけること。
- (10) 本剤の処理により、軽度の初期生育遅延や葉の黄化を認めることがあるが、その後回復するので通常の管理を維持すること。
- (11) 薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように処理を行うこと。
- (12) 育苗箱（30×60×3 cm、使用土壌約 5 L）1 箱当りに乾粒として 200 から 300 g 程度を高密度には種する場合は、10 a 当りの育苗箱数に応じて、本剤の使用量が 1 kg/10 a までとなるよう、育苗箱 1 箱当りの薬量を 50 から 100 g までの範囲で調整すること。
- (13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法-----

- (1) 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
 - ア 農薬使用者に係る注意事項
 - ① 毒性情報
 - 1) アレルギー性反応を起こすおそれがある。
 - ② 安全上の注意
 - 1) 粉じんを吸入しないこと。
 - 2) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。
 - 3) 汚染された衣服は脱ぐこと。
 - 4) 作業後は身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を交換すること。
 - 5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
 - ③ 応急処置
 - 1) 皮膚に付着した場合、よく洗い落とすこと。皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の手当を受けること。
 - イ 農薬使用者に係る被害防止方法
 - ① 防護装備

[薬剤調製者]

稲（箱育苗）：不浸透性手袋

[散布者]

稲（箱育苗）：農薬用マスク、不浸透性手袋、不浸透性防除衣

生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨-----

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- (2) 水産動植物（甲殻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- (3) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

通常の使用方法ではその該当がない。

農薬の貯蔵上の注意事項-----

直射日光をさけ、食品と区別して、なるべく低温で乾燥した場所に密封して保管すること。